



2021年8月31日

各 位

会 社 名 日本アジアグループ株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 山下 哲生
(コード番号：3751 東証第一部)
問 合 せ 先 総務人事部長 湊田 隆記
TEL (03) 4476-8000 (代表)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更等に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2021年8月2日付の「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「株式併合等付議プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、①当社の完全子会社である国際航業株式会社(以下「国際航業」といいます。)の株式の売却に係る契約の承認に関する議案、②当社の完全子会社であるJAG国際エネルギー株式会社(以下「JAG国際エネルギー」といいます。)の株式の売却に係る契約の承認に関する議案、③上場廃止となることを前提とする株式併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うことに関する議案、④当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)の単元株式数を廃止することに関する議案(単元株式数の廃止に伴う定款の一部変更を含みます。)、及び⑤取締役2名の選任に関する議案を、本日開催の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2021年9月24日までの間、整理銘柄に指定された後、2021年9月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案 子会社(国際航業株式会社)株式の譲渡契約承認の件

本議案は、国際航業の株式に係る譲渡契約について会社法第467条第1項第2号の2に基づくご承認をいただくものであり、本臨時株主総会において原案どおり承認可決されました。国際航業の株式の譲渡の概要は、下表のとおりです。

譲渡の理由並びに国際航業及び株式譲渡の相手方であるジオホールディングスエルピーの概要については、当社が2021年8月2日付で公表した「国際航業株式会社及びJAG国際エネルギー株式会社の株式譲渡に関するお知らせ」(以下「子会社異動プレスリリース」といいます。)をご参照ください。

①	譲渡の相手方	ジオ ホールディングス エルピー (Geo Holdings, L.P.)
②	譲渡株式数	自己株式を除く発行済株式の全て(普通株式 38,157,103 株) (以下「譲渡対象国際航業株式」といいます。)
③	譲渡価額	234 億 2,764 万 3,455 円 (注)
④	譲渡実行日	2021 年 9 月 7 日 (予定)

(注) 当社は、国際航業から、2021 年 6 月 18 日を効力発生日として、総額 5 億 7235 万 6545 円の配当金を受領しています。表中の譲渡価額は、当該配当の決定前にジオ ホールディングス エルピーから提示を受けた譲渡対象国際航業株式の譲渡価額である金 240 億円から当該配当金の総額を控除した価額です。

2. 第 2 号議案 子会社 (JAG 国際エナジー株式会社) 株式の譲渡契約承認の件

本議案は、JAG 国際エナジーの株式に係る譲渡契約について、会社法上株主総会の承認が必要となるものではないものの、株主の皆様のご要請を踏まえ、JAG 国際エナジーの当社グループにおける重要性に鑑み、株主の皆様のご承認をいただくものであり、本臨時株主総会において原案どおり承認可決されました。JAG 国際エナジーの株式の譲渡の概要は、下表のとおりです。

なお、当社は、JAG 国際エナジーの発行済株式 (自己株式を除きます。) の全てを、(ア) 譲渡対象 JAG 国際エナジー株式 (下表において定義されます。) の譲渡、(イ) 譲渡対象 JAG 国際エナジー株式の譲渡の実行後に当社が所有する JAG 国際エナジーの株式の一部の取得のための JAG 国際エナジーによる自己株式取得 (以下「JAG 国際エナジー自己株式取得」といいます。)、(ウ) 譲渡対象 JAG 国際エナジー株式の譲渡及び JAG 国際エナジー自己株式取得の実行後に当社が所有する JAG 国際エナジーの株式の全ての譲渡 (以下「JAG 国際エナジー追加株式譲渡」といいます。) を組み合わせることで譲渡する予定です。

譲渡の理由並びに国際航業及び株式譲渡の相手方であるグリーン ホールディングス エルピーの概要については、子会社異動プレスリリースをご参照ください。

①	譲渡の相手方	グリーン ホールディングス エルピー (Green Holdings, L.P.)
②	譲渡株式数	普通株式 1,950 株 (以下「譲渡対象 JAG 国際エナジー株式」といいます。)
③	譲渡価額	224 億 2,500 万円 (注 1) (注 2)
④	譲渡実行日	2021 年 9 月 7 日 (予定)
⑤	JAG 国際エナジー自己株式取得の実行日	譲渡対象 JAG 国際エナジー株式の譲渡実行後 5 営業日以降の日
⑥	JAG 国際エナジー追加株式譲渡の実行日	JAG 国際エナジー自己株式取得の実行後速やかに

(注 1) 表中の譲渡価額は、譲渡対象 JAG 国際エナジー株式の譲渡価額を指します。当該譲渡価額並びに JAG 国際エナジー自己株式取得の対価及び JAG 国際エナジー追加株式譲渡における

譲渡価額の合計額は、金 345 億円です。

(注 2) 譲渡対象国際航業株式の譲渡価額 (上記 1. の (注) の配当金を加算した価額) 及び JAG 国際エナジーの発行済株式 (自己株式を除きます。) の全ての譲渡価額 (譲渡対象 JAG 国際エナジー株式の譲渡価額、JAG 国際エナジー自己株式取得の対価及び JAG 国際エナジー追加株式譲渡における譲渡価額の合計額) の合計額は、金 585 億円です。

3. 第 3 号議案 株式併合の件

本議案は、以下の内容の株式併合を実施することについて株主の皆様のご承認をいただくものであり、本臨時株主総会において原案どおり承認可決されました。

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合比率

当社株式について、1, 350, 000 株を 1 株に併合いたします。

(3) 減少する発行済株式総数

27, 763, 860 株

(4) 効力発生前における発行済株式総数

27, 763, 880 株

(5) 効力発生後における発行済株式総数

20 株

(6) 効力発生後における発行可能株式総数

80 株

(7) 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社シティインデックスイレブンス (以下「公開買付者」といいます。) 並びにその特別関係者である株式会社エスグラントコーポレーション及び株式会社南青山不動産以外の株主の皆様が所有する株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じた 1 株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数 (会社法第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。) に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 235 条第 2 項が準用する会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社

株式を公開買付者に売却することを予定しています。

この場合の売却額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である 2021 年 9 月 28 日の最終の当社の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が 2021 年 4 月 27 日から 2021 年 7 月 30 日まで実施した当社株式に対する公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 970 円を乗じた金額に相当する金銭が交付される価格に設定することを予定しております（但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。）。

4. 第 4 号議案 定款一部変更の件

本議案は、以下の内容の定款変更を実施することについて株主の皆様のご承認をいただくものであり、本臨時株主総会において原案どおり承認可決されました。

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 20 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第 6 条（単元株式数）及び第 7 条（単元未満株式についての権利）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は 80 株となること、かかる点をより明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、当該事項に関する現行定款第 5 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

本議案に係る定款の一部変更の内容については、株式併合等付議プレスリリースをご参照ください。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である 2021 年 9 月 29 日に効力が発生するものとします。

5. 第 5 号議案 取締役 2 名選任の件

本議案は、大村将裕氏及び三枝昭仁氏の 2 名を当社の取締役として選任することについて株主の皆様のご承認をいただくものであり、本臨時株主総会において原案どおり承認可決されました。選任された取締役候補者の概要は、下表のとおりです。

氏名	大村 将裕（おおむら まさひろ）
生年月日	1974 年 3 月 18 日
選任種別	新任
略歴	1997 年 4 月 清水建設株式会社 入社 2004 年 5 月 住友信託銀行株式会社 入社 2007 年 2 月 レッド・ウッド・グループ・ジャパン株式会社 入社 2009 年 8 月 株式会社レノ 入社 2013 年 2 月 株式会社シティインデックスホスピタリティ 代表取締役社

	長（現任） 2020年12月 株式会社リビルド 入社（株式会社エスグラントコーポレーションにディレクターとして出向）（現任）
所有する当社の株式数	0株

氏名	三枝 昭仁（さいぐさ あきひと）
生年月日	1986年9月3日
選任種別	新任
略歴	2008年11月 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース（現 PwC 税理士法人）金融部 入所 2012年9月 公認会計士登録 2013年4月 株式会社 KPMG FAS 入社 2017年9月 同社コーポレートファイナンス部門 マネージャー 2018年3月 日本橋キャピタル合同会社 代表社員（現任） 2018年6月 三枝昭仁公認会計士事務所開業（現任） 2021年3月 株式会社 M インベストメンツ 代表取締役（現任）
所有する当社の株式数	0株

6. 本株式併合の日程

①	本臨時株主総会開催日	2021年8月31日
②	整理銘柄指定日	2021年8月31日（予定）
③	当社株式の売買最終日	2021年9月24日（予定）
④	当社株式の上場廃止日	2021年9月27日（予定）
⑤	本株式併合の効力発生日	2021年9月29日（予定）

以上